

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体および財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務および町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という）および町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。町国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問および知事への協議は要しない。）。

4 町地域防災計画に基づく取組みの活用

武力攻撃災害等への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、町地域防災計画に基づく取組みのうち、活用可能なものについては活用する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町ならびに指定公共機関および指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

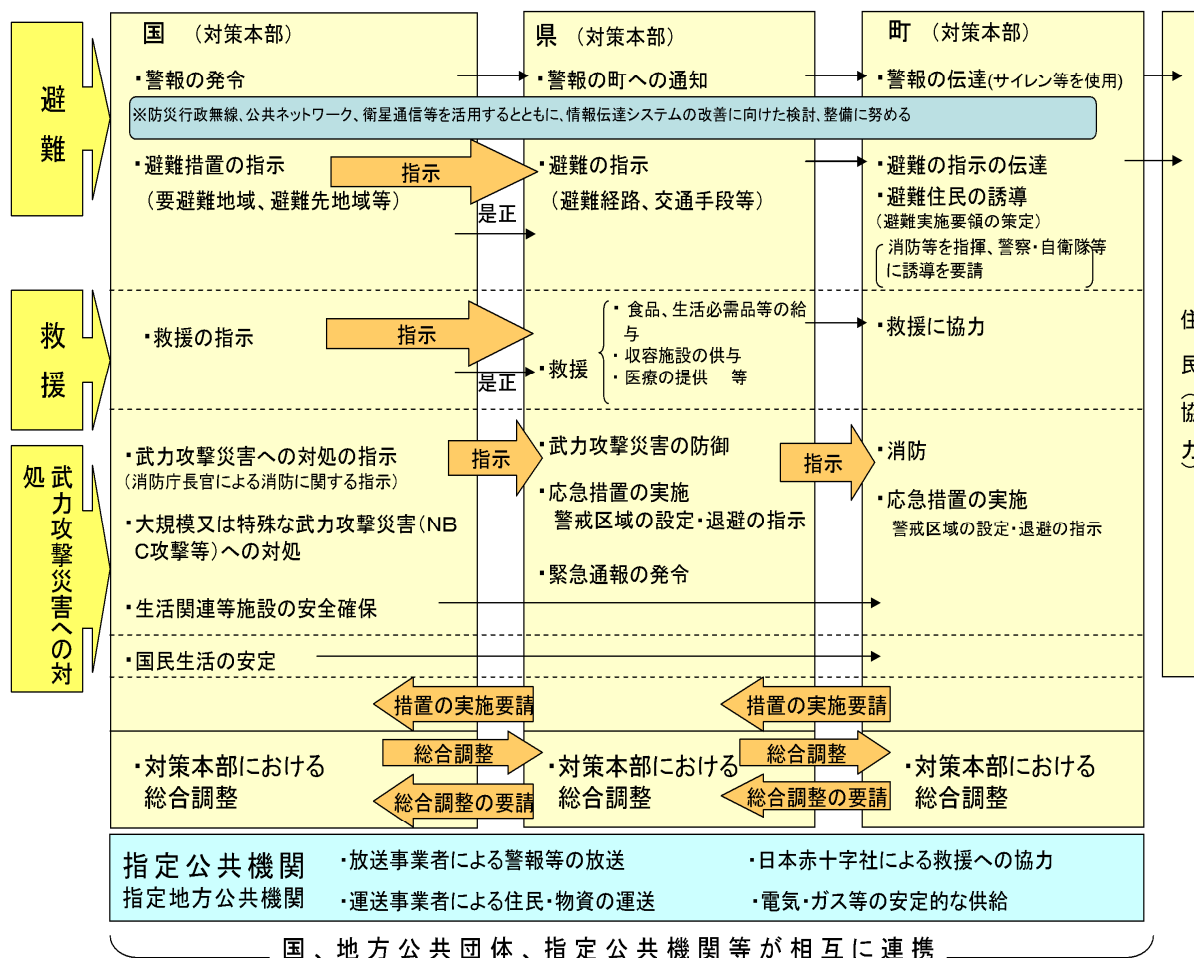
9 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利および義務に関する協定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



○町の事務

機関の名称	事務または業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

資料編「資料1.3.1 関係機関の連絡先」参照

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置・地勢等

本町は、滋賀県の東北部に位置し、湖東平野の平地部に属しており、広ぼうは東西に約13.0km、南北に約6.9km、総面積は、37.97km²である。

	役場の位置		東西	南北	面積
	東経	北緯			
愛知川庁舎	136° 12' 54"	35° 9' 55"	約13.0km	約6.9km	37.97km ²
秦荘庁舎	136° 14' 50"	35° 10' 19"			

方位	地名	経度	緯度
極東	松尾寺1番4	東経 136° 20' 08"	北緯 35° 08' 37"
極西	川原1061番	" 136° 11' 41"	" 35° 11' 19"
極南	松尾寺1番4	" 136° 19' 30"	" 35° 08' 13"
極北	川原276番1	" 136° 12' 29"	" 35° 11' 45"

西部をほぼ南北に近江鉄道が縦断しており、これと並行して、JR東海道新幹線が通過している。周囲の状況は、鈴鹿山系に水源を発する愛知川、宇曽川、岩倉川が流れている。かつて、中山道の宿場町として栄えた旧中山道沿いも、今は都市形態を形成しており、国道8号、国道307号と合わせ比較的に交通網が発達した町であるが、秦川山麓から西部に向かって広がる洪積丘陵と、河川周辺の平野部は農地など、緑豊かな町でもある。

本町の地質は、西部平野部と東部山間部とで二大別できる。西部平野部は宇曽川等河川の堆積作用により形成された沖積層であり、砂礫層および粘土層よりなり、東部山間部は主として火成岩、いわゆる湖東流紋岩類より形成されている。

(2) 気象

気象については、気象庁により観測資料がまとめられている。

気象状況の概要・記録等は、次のとおりである。

<気象概要> 平年値 (1981～2010年)

項目	内容
年平均気温	14.7℃
年平均降水量	1,570.9mm
年間降雪量	104cm
年平均日照時間	1,825.8時間
年平均風速	2.7m/s

<気象記録> 統計期間 (1894年1月～2017年9月)

項目	最大値	年月日
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17
日降水量	596.9mm	1896.9.7
月降水量	1,018.8mm	1896.9
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21
最大瞬間風速	42.5m/s	1950.9.3
日最深積雪	93cm	1918.1.9

(注) 最大瞬間風速の統計期間については、(1920年1月～2017年9月)

①気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はないが、県下においては高温域にはいる。

②降水量

降水量は年平均降水量1,617.9mmである。

また、月別降水量は6～7月が多く、9月がこれに次ぐ。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴といえる。

③降雪量

年間降雪量（融けず、また自らの圧力で沈み込まないと仮定した場合の1年間の降雪量）は、143cmである。

④風向・風速

風向は、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

風速は、北西の風は毎秒3～4m程度で、南東の風は毎秒1～2m程度と、比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風は強い。

(3) 人口

人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	1世帯当たり 人口 (人/世帯)	根拠
18,992	5,774	500.1	3.29	平成12年 国勢調査
19,729	6,198	519.9	3.18	平成17年 国勢調査
20,118	6,761	529.7	2.98	平成22年 国勢調査
20,778	7,209	547.2	2.88	平成27年 国勢調査

注) 平成12年と平成17年の数値は、旧2町（秦荘町、愛知川町）の合算値

昼間人口・夜間人口

昼間人口 総数	夜間人口 総数	昼夜間人口 比率	根拠
20,136人	20,118人	100.1%	平成22年 国勢調査
20,365人	20,778人	98.0%	平成27年 国勢調査

(4) 道路の位置等

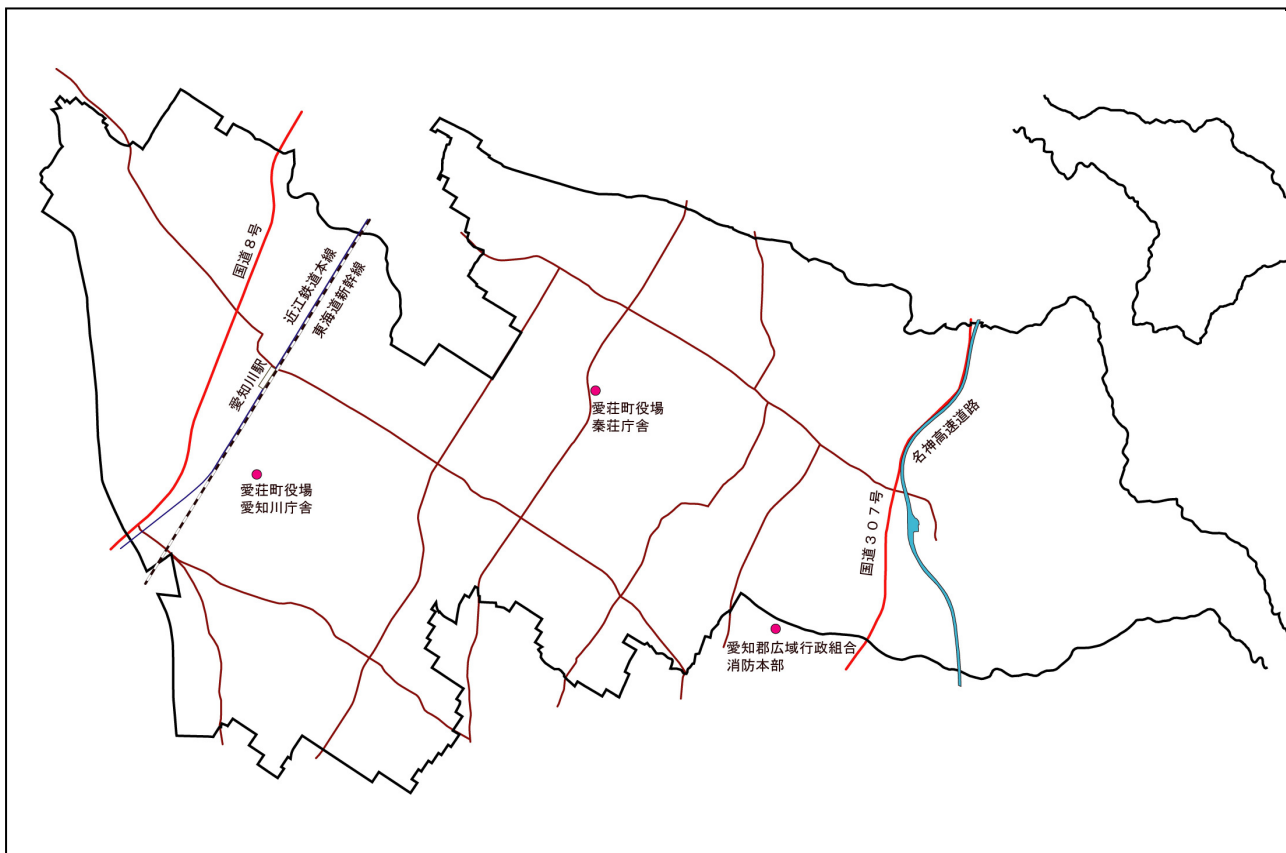
1) 公共交通機関

町内の公共交通機関は、鉄道（近江鉄道本線）および路線バス（近江鉄道バス・湖国バス）であり、鉄道駅は1駅（近江鉄道愛知川駅）ある。

2) 道路

幹線となる道路としては、国道は8号、307号、主要地方道は湖東愛知川線、愛知川彦根線、彦根八日市甲西線、一般県道は、小田苅愛知川線、湖東彦根線、雨降野今在家八日市線、目加田湖東線、横溝秦荘線、松尾寺豊郷線が走っている。

湖東三山スマートインターチェンジの供用により、広域ネットワークに直接接続することとなる。



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態および緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴および特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等または生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダムの破壊
 - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
 - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。